

**PATENT ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
UFJ Nicos Co., Ltd.	05/10/2007
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Mitsubishi UFJ NICOS Co., Ltd.
Street Address:	33-5 Hongo 3-Chome, Bunkyo-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 2	
Property Type	Number
Patent Number:	6173172
Application Number:	08979977
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)760-7777
	<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>
Phone:	7037607743
Email:	igroetsch@mofo.com
Correspondent Name:	Barry E. Bretschneider
Address Line 1:	1650 Tysons Blvd.
Address Line 2:	Suite 300
Address Line 4:	McLean, VIRGINIA 22102
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	37977-20001.00
NAME OF SUBMITTER:	Barry E. Bretschneider

Total Attachments: 28  
 source=VerofTranofChangeofName#page1.tif  
 source=VerofTranofChangeofName#page2.tif  
 source=VerofTranofChangeofName#page3.tif

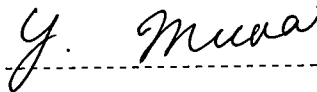
CH \$80.00 6173172

source=VerofTranofChangeofName#page4.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page5.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page6.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page7.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page8.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page9.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page10.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page11.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page12.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page13.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page14.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page15.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page16.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page17.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page18.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page19.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page20.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page21.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page22.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page23.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page24.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page25.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page26.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page27.tif  
source=VerofTranofChangeofName#page28.tif

## VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Yoko MIWA, c/o Yurakucho Denki Bldg. North Tower 8F, 1-7-1 Yurakucho, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0006, am the translator of partial CERTIFICATE OF ALL REGISTERED ITEMS of Mitsubishi UFJ NICOS Co., Ltd., and I state that the following is a true translation to best of my knowledge and belief.

(Signature of Translator)

A handwritten signature in cursive script, appearing to read "Y. Miwa", written over a horizontal dashed line.

Yoko MIWA

(Dated)

May 10, 2007 at Tokyo

CERTIFICATE OF ALL REGISTERED ITEMS

Mitsubishi UFJ NICOS Co., Ltd.

33-5 Hongo 3-Chome, Bunkyo-Ku, Tokyo, Japan

Company No. 0199-01-000016

Trade Name	<u>UFJ NICOS Co., Ltd</u>	
	Mitsubishi UFJ NICOS Co., Ltd.	Changed 01/04/2007 (April 01, 2007) Registered 02/04/2007 (April 02, 2007)
Head Office	33-5 Hongo 3-Chome, Bunkyo-Ku, Tokyo, Japan	

Merger	Registered 02/04/2007 (April 02, 2007)

I certify that this certificate is true to the original register of all items, not canceled, on this day.

April 23, 2007

TOKYO Legal Affairs Bureau

Registrar

Kazuhiro SAITO

P. 24/24

# 履歴事項全部証明書

東京都文京区本郷三丁目33番5号  
 三菱UFJニコス株式会社  
 会社法人等番号 0199-01-000016

商号	日本信販株式会社	
	UFJニコス株式会社	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月 3日登記
	三菱UFJニコス株式会社	平成19年 4月 1日変更
		平成19年 4月 2日登記
本店	東京都文京区本郷三丁目33番5号	
公告をする方法	日本経済新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	<a href="http://www.nicos.co.jp/">http://www.nicos.co.jp/</a>	平成14年 5月15日設定
		平成14年 5月30日登記
	<a href="http://www.ufjnicos.co.jp">http://www.ufjnicos.co.jp</a>	平成17年10月 1日変更
		平成17年10月24日登記
		平成18年 5月 1日廃止
		平成18年 7月12日登記
会社成立の年月日	昭和26年6月7日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 割賦販売斡旋業</li> <li>2. 金銭貸付業</li> <li>3. 割賦債権買取業</li> <li>4. 集金代行業</li> <li>5. 保証業</li> <li>6. 信用調査業</li> <li>7. 計算事務代行業</li> <li>8. 内外各種商品の販売、賃貸および輸出入ならびにその斡旋</li> <li>9. 通信販売業および酒類販売業</li> <li>10. 抵当証券の管理、保有、売買および売買の仲介</li> <li>11. ファクタリング業</li> <li>12. 手形および小切手の売買</li> <li>13. 両替業</li> <li>14. 有価証券の保有、売買および運用ならびに各種債権の売買、外国為替の売買取引の媒介</li> <li>15. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および</li> </ol>	

PATENT

商品投資顧問業

- 16. 前払式証券の規制等に関する法律に基づく前払式証券の発行・販売
- 17. 貸自動車およびそれに附帯する修理、サービス業
- 18. 土地建物の売買、管理、賃貸ならびにその斡旋
- 19. 建設工事の施工、請負および資材の販売ならびにその斡旋
- 20. 観光事業ならびにその斡旋
- 21. 旅行業法に基づく旅行業
- 22. スポーツおよびレジャー施設の経営ならびにその利用の斡旋
- 23. 旅館業および飲食店業
- 24. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険募集に関する業務
- 25. 経済・社会・産業・技術等に関する調査、分析および予測の受託ならびに経営コンサルタント業
- 26. 通信教育による学習指導、学習塾および文化教室の経営ならびに教材の販売
- 27. 広告業および出版、印刷業
- 28. 労働者派遣事業
- 29. 倉庫業ならびに陸上、海上、航空運送業
- 30. 通信機器ならびに電子情報伝達機器の製造および販売
- 31. 古物売買業
- 32. 前各号に附帯する一切の事業

平成14年 6月27日変更 平成14年 7月10日登記

- 1. クレジットカード業
- 2. 割賦販売法に基づく割賦購入あっせん業
- 3. 金銭貸付業
- 4. 割賦債権買取業
- 5. 集金代行業
- 6. 保証業
- 7. 計算事務代行業
- 8. 動産の賃貸
- 9. 抵当証券の管理、保有、売買および売買の仲介
- 10. ファクタリング業
- 11. 手形および小切手の売買
- 12. 両替業
- 13. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業
- 14. 前払式証券の規制等に関する法律に基づく前払式証券の発行・販売
- 15. コンピューターによる情報処理の受託
- 16. 情報処理システム技術のコンサルタント業
- 17. 個人の財産形成に関する相談業
- 18. 市場調査資料の提供
- 19. 経済・社会・産業・技術等に関する調査、分析および予測の受託ならびに経営コンサルタント業
- 20. 前各号のほか銀行法およびその他の法律により銀行の子会社が営むことのできる業務
- 21. その他前各号に附帯する一切の事業

平成17年10月 1日変更 平成17年10月 3日登記



	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. クレジットカード業</li> <li>2. 割賦販売法に基づく割賦購入あっせん業</li> <li>3. 金銭貸付業</li> <li>4. 割賦債権買取業</li> <li>5. 集金代行業</li> <li>6. 保証業</li> <li>7. 計算事務代行業</li> <li>8. 動産の賃貸</li> <li>9. 抵当証券の管理、保有、売買および売買の仲介</li> <li>10. ファクタリング業</li> <li>11. 手形および小切手の売買</li> <li>12. 両替業</li> <li>13. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく商品投資販売業および商品投資顧問業</li> <li>14. 前払式証票の規制等に関する法律に基づく前払式証票の発行・販売</li> <li>15. コンピューターによる情報処理の受託</li> <li>16. 情報処理システム技術のコンサルタント業</li> <li>17. 個人の財産形成に関する相談業</li> <li>18. 市場調査資料の提供</li> <li>19. 経済・社会・産業・技術等に関する調査、分析および予測の受託ならびに経営コンサルタント業</li> <li>20. 証券仲介業</li> <li>21. 前各号のほか銀行法およびその他の法律により銀行の子会社が営むことのできる業務</li> <li>22. その他前各号に附帯する一切の事業</li> </ol> <p style="text-align: right;">平成18年 6月29日変更 平成18年 7月12日登記</p>																
<p>単元株式数</p>	<p style="text-align: center;"><u>1000株</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">普通株式 1000株</td> <td style="width: 40%;">平成16年 2月27日変更</td> </tr> <tr> <td>第1種株式 1000株</td> <td>平成16年 3月 9日登記</td> </tr> </table>	普通株式 1000株	平成16年 2月27日変更	第1種株式 1000株	平成16年 3月 9日登記												
普通株式 1000株	平成16年 2月27日変更																
第1種株式 1000株	平成16年 3月 9日登記																
<p>発行可能株式総数</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"><u>6億4242万2000株</u></td> <td style="width: 40%;">平成12年 3月 3日変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成12年 3月13日登記</td> </tr> <tr> <td><u>12億1271万2400株</u></td> <td>平成16年 2月27日変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成16年 3月 9日登記</td> </tr> <tr> <td><u>20億1271万2400株</u></td> <td>平成16年 6月29日変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成16年 7月 9日登記</td> </tr> <tr> <td>18億6271万2400株</td> <td>平成17年10月 1日変更</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17年10月 3日登記</td> </tr> </table>	<u>6億4242万2000株</u>	平成12年 3月 3日変更		平成12年 3月13日登記	<u>12億1271万2400株</u>	平成16年 2月27日変更		平成16年 3月 9日登記	<u>20億1271万2400株</u>	平成16年 6月29日変更		平成16年 7月 9日登記	18億6271万2400株	平成17年10月 1日変更		平成17年10月 3日登記
<u>6億4242万2000株</u>	平成12年 3月 3日変更																
	平成12年 3月13日登記																
<u>12億1271万2400株</u>	平成16年 2月27日変更																
	平成16年 3月 9日登記																
<u>20億1271万2400株</u>	平成16年 6月29日変更																
	平成16年 7月 9日登記																
18億6271万2400株	平成17年10月 1日変更																
	平成17年10月 3日登記																

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3億317万8100株	平成12年 3月 3日変更 ----- 平成12年 3月13日登記
	発行済株式の総数 5億317万8100株 各種の株式の数 普通株式 3億317万8100株 第1種株式 2億株 (イ) 配当金 本社は、利益配当を行うときは、第1種株式を有する株主（以下「第1種株主」という。）および第1種株式の登録質権者（以下「第1種登録質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、第1種株式1株につき下記（ロ）に定める額の利益配当金（以下「第1種配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において下記（ハ）に定める第1種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 (ロ) 第1種配当金の額 第1種配当金の額は、第1種株式の発行価額（1000円）に、それぞれの営業年度毎に下記の配当率（以下「第1種配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第1種配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。但し、発行初年度（平成16年3月31日に終了する営業年度）に係る第1種配当金および第1種中間配当金の支払いは行わないものとし、計算の結果が100円を超える場合は、第1種配当金の額は100円とする。 第1種配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。 第1種配当率 = 日本円TIBOR（6か月物） + 1.0% 第1種配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合はその直前の営業日を配当率修正日とする。 「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各営業年度の初日（当日が銀行休業日の場合はその直前の営業日）およびその直後の	平成16年 3月24日変更 ----- 平成16年 3月25日登記

PATENT

	<p>(但し、償還価額の計算のために第1種配当金を算出する場合は、その償還日の直前の) 10月1日(当日が銀行休業日の場合はその直前の営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合はその直前の営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIBOR6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。</p> <p>(ハ) 中間配当金          本社は、中間配当を行うときは、第1種株主および第1種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、1株につき第1種配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1種中間配当金」という。)を支払う。</p>	
	<p>発行済株式の総数          8億4643万6896株          各種の株式の数          普通株式 7億9643万6896株          第1種株式 5000万株</p>	<p>平成17年10月 1日変更          平成17年10月 3日登記</p>
	<p>発行済株式の総数          9億5399万9559株          各種の株式の数          普通株式 9億399万9559株          第1種株式 5000万株</p>	<p>平成17年10月 3日登記</p>
	<p>発行済株式の総数          9億5539万9559株          各種の株式の数          普通株式 9億539万9559株          第1種株式 5000万株</p>	<p>平成18年10月 1日変更          平成18年10月 2日登記</p>
	<p>発行済株式の総数          10億7292万4559株          各種の株式の数          普通株式 10億2292万4559株          第1種株式 5000万株</p>	<p>平成19年 4月 1日変更          平成19年 4月 2日登記</p>

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記	
資本金の額	金367億1249万3706円	
	金1367億1249万3706円	平成16年 3月24日変更 平成16年 3月25日登記
	金1017億1249万3706円	平成16年 8月 3日変更 平成16年 8月 3日登記
	金1093億1249万3706円	平成19年 4月 1日変更 平成19年 4月 2日登記
発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容	<p>普通株式の数 9億1271万2400株                  第1種株式の数 3億株                  第1種株式の内容</p> <p>①(第1種配当金)                  本会社は、定款第36条第1項に定める利益配当を行う場合、毎決算期現在における第1種株式を有する株主(以下「第1種株主」という。)および第1種株式の登録質権者(以下「第1種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種株式1株につきその発行価額に100分の10を乗じた金額を限度として第1種株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金(以下「第1種配当金」という。)を支払う。                  2. 本会社は、定款第36条第2項に定める金銭の分配を行うときは、第1種株主および第1種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、1株につき第1種配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1種中間配当金」という。)を支払う。                  3. 第1種中間配当金が支払われた場合においては、第1種配当金の支払は、第1種中間配当金を控除した額による。</p> <p>②(非累積条項)                  ある営業年度において、第1種株主および第1種登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>③(非参加条項)                  第1種株主および第1種登録質権者に対しては、第1種配当金を超えて配当はしない。</p> <p>④(残余財産の分配)                  本会社の残余財産を分配するときは、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第1種株主および第1種登録質権者に対し、発行価額相当額を支払う。                  2. 第1種株主および第1種登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>⑤(議決権)                  第1種株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1種株主は、前</p>	

PATENT

営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の第1種株式の買受総額を控除した額が300億円を超える場合に、第1種配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、その議案が当該総会で否決された場合は当該総会の終結の時より、第1種配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

⑥ (株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

本会社は、法令に定める場合を除き、第1種株式について株式の併合または分割を行わない。

2. 本会社は、第1種株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

⑦ (第1種株式の買受け)

本会社は、いつでも法令の規定に従い第1種株式の全部もしくは一部を買い受けることができる。

⑧ (強制償還)

本会社は、第1種株式の発行に係る取締役会の決議で定める日以降、第1種株主および第1種登録質権者の意志にかかわらず、法令の規定に従い第1種株式の全部または一部を買受けまたは配当可能利益により消却することができる。

2. 前号において、第1種株式の一部を買受けまたは配当可能利益により消却する場合は、抽選その他の方法によりこれを行う。

3. 買受価額または消却価額は、第1種株式1株につきその発行価額に本会社が第1号に基づき第1種株式を買受けまたは消却する日(以下「強制買受日等」という。)の属する営業年度における第1種配当金の額を強制買受日等の属する営業年度の初日から強制買受日等までの日数(初日および強制買受日等を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑨ (発行初年度の取扱い)

第1種株式の発行初年度においては、第1種配当金および第1種中間配当金の支払いは行わない。

平成16年 2月27日設定 平成16年 3月 9日登記

普通株式の数 17億1271万2400株

第1種株式の数 3億株

第1種株式の内容

① (第1種配当金)

本会社は、定款第36条第1項に定める利益配当を行う場合、毎決算期現在における第1種株式を有する株主(以下「第1種株主」という。)および第1種株式の登録質権者(以下「第1種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種株式1株につきその発行価額に100分の10を乗じた金額を限度として第1種株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金(以下「第1種配当金」という。)を支払う。

2. 本会社は、定款第36条第2項に定める金銭の分配を行うときは、第1種株主および第1種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、1株につき第1種配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1種中間配当金」という。)を支払う。

3. 第1種中間配当金が支払われた場合においては、第1種配当金の支払は、第1種中間配当金を控除した額による。

② (非累積条項)

ある営業年度において、第1種株主および第1種登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度に

PATENT

降に累積しない。

③ (非参加条項)

第1種株主および第1種登録質権者に対しては、第1種配当金を超えて配当はしない。

④ (残余財産の分配)

本会社の残余財産を分配するときは、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第1種株主および第1種登録質権者に対し、発行価額相当額を支払う。

2. 第1種株主および第1種登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

⑤ (議決権)

第1種株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1種株主は、前営業年度の当期末処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の第1種株式の買受総額を控除した額が30.0億円を超える場合に、第1種配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、その議案が当該総会で否決された場合は当該総会の終結の時より、第1種配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

⑥ (株式の併合または分割、新株引受権等の付与)

本会社は、法令に定める場合を除き、第1種株式について株式の併合または分割を行わない。

2. 本会社は、第1種株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

⑦ (第1種株式の買受け)

本会社は、いつでも法令の規定に従い第1種株式の全部もしくは一部を買い受けることができる。

⑧ (強制償還)

本会社は、第1種株式の発行に係る取締役会の決議で定める日以降、第1種株主および第1種登録質権者の意志にかかわらず、法令の規定に従い第1種株式の全部または一部を買受けまたは配当可能利益により消却することができる。

2. 前号において、第1種株式の一部を買受けまたは配当可能利益により消却する場合は、抽選その他の方法によりこれを行う。

3. 買受価額または消却価額は、第1種株式1株につきその発行価額に本会社が第1号に基づき第1種株式を買受けまたは消却する日(以下「強制買受日等」という。)の属する営業年度における第1種配当金の額を強制買受日等の属する営業年度の初日から強制買受日等までの日数(初日および強制買受日等を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑨ (発行初年度の取扱い)

第1種株式の発行初年度においては、第1種配当金および第1種中間配当金の支払いは行わない。

平成16年 6月29日変更 平成16年 7月 9日登記

普通株式の数 17億1271万2400株

第1種株式の数 1億5000万株

第1種株式の内容

① (第1種配当金)

本会社は、定款第36条第1項に定める利益配当を行う場合、毎決算期現在における第1種株式を有する株主(以下「第1種株主」という。)および第1種株式の登録質権者(以下「第1種登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1種株式1株につきその発行価額

PATENT

に100分の10を乗じた金額を限度として第1種株式の発行に関する取締役会決議で定める額の利益配当金（以下「第1種配当金」という。）を支払う。

2. 本会社は、定款第36条第2項に定める金銭の分配を行うときは、第1種株主および第1種登録質権者に対し、普通株主および普通登録質権者に先立ち、1株につき第1種配当金の2分の1に相当する額の高金銭（以下「第1種中間配当金」という。）を支払う。

3. 第1種中間配当金が支払われた場合においては、第1種配当金の支払は、第1種中間配当金を控除した額による。

②（非累積条項）

ある営業年度において、第1種株主および第1種登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1種配当金の額に達しない場合、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③（非参加条項）

第1種株主および第1種登録質権者に対しては、第1種配当金を超えて配当はしない。

④（残余財産の分配）

本会社の残余財産を分配するときは、普通株主および普通登録質権者に先立ち、第1種株主および第1種登録質権者に対し、発行価額相当額を支払う。

2. 第1種株主および第1種登録質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

⑤（議決権）

第1種株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1種株主は、前営業年度の当期未処分利益から、前営業年度に係る定時株主総会において決議する予定の第1種株式の買受総額を控除した額が300億円を超える場合に、第1種配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、その議案が当該総会で否決された場合は当該総会の終結の時より、第1種配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

⑥（株式の併合または分割、新株引受権等の付与）

本会社は、法令に定める場合を除き、第1種株式について株式の併合または分割を行わない。

2. 本会社は、第1種株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

⑦（第1種株式の買受け）

本会社は、いつでも法令の規定に従い第1種株式の全部もしくは一部を買受けすることができる。

⑧（強制償還）

本会社は、第1種株式の発行に係る取締役会の決議で定める日以降、第1種株主および第1種登録質権者の意志にかかわらず、法令の規定に従い第1種株式の全部または一部を買受けまたは配当可能利益により消却することができる。

2. 前号において、第1種株式の一部を買受けまたは配当可能利益により消却する場合は、抽選その他の方法によりこれを行う。

3. 買受価額または消却価額は、第1種株式1株につきその発行価額に本会社が第1号に基づき第1種株式を買受けまたは消却する日（以下「強制買受日等」という。）の属する営業年度における第1種配当金の額を強制買受日等の属する営業年度の初日から強制買受日等までの日数（初日および強制買受日等を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）を加算した額とする。但し、当該営業年度において第1種中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

⑨（発行初年度の取扱い）

第1種株式の発行初年度においては、第1種配当金および第1種中間配当金の支払いは行わない。

PATENT



平成17年10月 1日変更 平成17年10月 3日登記

普通株式の数 17億1271万2400株

第1種株式の数 1億5000万株

第1種株式の内容

①第1種配当金

本公司は、定款第43条第1項に定める剰余金の配当を行う場合、毎事業年度末日現在における第1種株式を有する株主（以下「第1種株主」という。）および第1種株式の登録株式質権者（以下「第1種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種株式1株につきその発行価格に100分の10を乗じた金額を限度として第1種株式の発行に関する取締役会決議で定める額の剰余金の配当（以下「第1種配当金」という。）を行う。

2. 本公司は、定款第43条第2項に定める剰余金の配当を行う場合、第1種株主および第1種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、1株につき第1種配当金の2分の1に相当する額の配当（以下「第1種中間配当金」という。）を行う。

3. 本公司は、その他配当を行うときは、第1種株主および第1種登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種株式1株につき第1種配当金を当該配当基準日が属する事業年度の初日から当該配当基準日までの期間につき月割計算（但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算）した額の配当（以下「第1種その他配当金」という。）を行う。

4. 第1種中間配当金または第1種その他配当金が交付された場合において、その後に行われる前三項に基づく剰余金の配当は、当該事業年度に属する日を基準日としてすでに交付された第1種中間配当金または第1種その他配当金の累積額を控除した額となる。

②非累積条項

ある事業年度において、第1種株主および第1種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第1種配当金の額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第1種株主および第1種登録株式質権者に対しては、第1種配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部もしくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。）を超えない部分の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部もしくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。）を超えない部分の配当、本公司がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本公司がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当はこの限りではない。

④残余財産の分配

本公司の残余財産を分配するときは、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種株主および第1種登録株式質権者に対し、発行価格相当額を支払う。

2. 第1種株主および第1種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

⑤議決権

第1種株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、第1種株主は、前

PATENT



事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の第1種株式の取得価格総額を控除した額が300億円を超える場合に、第1種配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、その議案が当該総会で否決された場合は当該総会の終結の時より、第1種配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

⑥株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利

本会社は法令に定める場合を除き、第1種株式について株式の併合、分割または無償割当てを行わない。

2. 本会社は、第1種株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

⑦取得請求権

第1種株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第1種株式の普通株式への転換を請求することができる。

(イ) 転換請求をすることができる期間

本会社が当該第1種株式を取得すると引換に普通株式の交付を請求(以下「転換請求」という。)出来る期間は、平成16年9月1日から平成26年9月1日までとする。

(ロ) 転換の条件

第1種株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、本会社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は平成16年2月27日における普通株式の時価とする。上記「時価」とは、平成16年2月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。これに従い、当初転換価額は304.1円となる。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成26年3月1日までの毎年3月1日および9月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における普通株式の時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、下記(c)の調整を受ける。)を上回るときは、当該金額(以下「上限転換価額」という。)を修正後転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、下記(c)の調整を受ける。)を下回るときは、当該金額(以下「下限転換価額」という。)を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(c) 転換価額の調整

転換価額(上限転換価額および下限転換価額を含む。)は、第1種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合に次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整されるほか、株式の併合、資本の減少、会社法第2条および第762条に定められた新設分割、会社法第2条および第757条に定められた吸収分割、合併、その他本会社普通株式数の変更、または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、一定の算式に基づき、または本会社の取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。転換価額調整式を用いる計算につ

PATENT

いては、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。  

$$\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分} \times \text{1株当たり普通株式数}}{\text{払込金額}}}{\text{1株当たり時価}}$$

調整後 調整前  
 転換価額 = 転換価額 ×

既発行普通株式数 + 新規発行・処分普通株式数  
 上記「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ4.5取引日目に始まる3.0取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換により発行すべき普通株式数  
 第1種株式の転換により発行すべき本会社の普通株式数は、次のとおりとする。

第1種株主が転換請求のために提出した第1種株式の発行価格の総額  
 転換により発行すべき普通株式数 =

転換価額  
 転換により発行すべき普通株式数の算出にあたっては、1株未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

本会社普通株式

(ホ) 普通株式へ転換後第1回目の配当

第1種株式の転換により発行された普通株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当金は、転換の請求または強制転換が4月1日から9月30日までになされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなして交付する。また、その他配当金については、基準日の翌日に転換があったものとみなして交付する。

⑧取得条項

本会社は、平成26年9月1日までに転換請求のなかった第1種株式は、平成26年9月2日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって、第1種株式1株の払込金相当額を、普通株式の時価で除して得られる数の普通株式に転換される。上記「時価」とは、強制転換基準日に先立つ4.5取引日目に始まる3.0取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該時価が上限転換価額を上回るときは、第1種株式1株の払込金相当額を当該上限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。また、当該時価が下限転換価額を下回るときは、第1種株式1株の払込金相当額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。但し、転換価額が強制転換基準日までに上記⑦（ロ）（c）により調整された場合には、上限転換価額および下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

2. 本会社は、平成19年9月1日以降、いつでも第1種株式の全部または一部を金銭の交付と引換えに取得することができる。一部を金銭の交付と引換えに取得するときは、抽選その他の方法により行う。取得価額は、1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、第1種配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割り計算した額とし、その計算は1円未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該事業年

PATENT

	<p>度において第1種中間配当金または第1種その他配当金を交付したときは、その累積額を控除した額とする。                  平成18年 5月 1日変更 平成18年 7月12日登記</p>
<p>転換予約権付株式の発行に関する定め</p>	<p>第1種株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で第1種株式の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(イ) 転換を請求し得べき期間                  第1種株式の転換を請求し得べき期間は、平成16年9月1日から平成26年9月1日までとする。</p> <p>(ロ) 転換の条件                  第1種株式は、上記(イ)の期間中、1株につき下記(a)乃至(c)に定める転換価額により、本会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>(a) 当初転換価額                  当初転換価額は、平成16年2月27日における普通株式の時価とする。上記「時価」とは、平成16年2月27日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。これに従い、当初転換価額は304.1円となる。</p> <p>(b) 転換価額の修正                  転換価額は、平成16年9月1日以降平成26年3月1日までの毎年3月1日および9月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における普通株式の時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、下記(c)の調整を受ける。)を上回るときは、当該金額(以下「上限転換価額」という。)を修正後転換価額とする。また、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、下記(c)の調整を受ける。)を下回るときは、当該金額(以下「下限転換価額」という。)を修正後転換価額とする。上記「時価」とは、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(c) 転換価額の調整                  転換価額(上限転換価額および下限転換価額を含む。)は、第1種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合に次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整されるほか、株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、合併、その他本会社普通株式数の変更、または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合には、一定の算式に基づき、または本会社の取締役会が適当と判断する転換価格の調整を行うものとする。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}} \right)}{1 \text{株あたりの時価}}$ <p>上記「時価」とは、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始ま</p>

PATENT



役員に関する事項	取締役	伊藤忠臣	平成15年 6月27日重任
			平成15年 7月 8日登記
	取締役	伊藤忠臣	平成17年 6月29日重任
			平成17年 7月19日登記
			平成18年 6月29日退任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	和田英夫	平成15年 6月27日重任
			平成15年 7月 8日登記
			平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月19日登記
	取締役	西川昌衛	平成15年 6月27日重任
			平成15年 7月 8日登記
			平成16年 6月29日辞任
			平成16年 7月 9日登記
取締役	大森一廣	平成15年 6月27日重任	
		平成15年 7月 8日登記	
取締役	大森一廣	平成17年 6月29日重任	
		平成17年 7月19日登記	
取締役	大森一廣	平成18年 6月29日重任	
		平成18年 7月12日登記	
取締役	四辻英隆	平成15年 6月27日重任	
		平成15年 7月 8日登記	
取締役	四辻英隆	平成17年 6月29日重任	
		平成17年 7月19日登記	
		平成18年 6月29日退任	
		平成18年 7月12日登記	

PATENT

東京都文京区本郷三丁目33番5号  
 三菱UFJニコス株式会社  
 会社法人等番号 0199-01-000016

	取締役 <u>魚住祥三</u>	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 8日登記
		平成17年 6月29日退任
		平成17年 7月19日登記
	取締役 <u>照山光一</u>	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 8日登記
		平成16年 6月27日辞任
		平成16年 7月 9日登記
	取締役 <u>安藤重寿</u>	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 8日登記
		平成16年 6月28日辞任
		平成16年 7月 9日登記
取締役 <u>村岡和博</u>	平成15年 6月27日重任	
	平成15年 7月 8日登記	
取締役 <u>村岡和博</u>	平成17年 6月29日重任	
	平成17年 7月19日登記	
取締役 <u>村岡和博</u>	平成18年 6月29日重任	
	平成18年 7月12日登記	
取締役 <u>松本剛志</u>	平成15年 6月27日就任	
	平成15年 7月 8日登記	
取締役 <u>松本剛志</u>	平成17年 6月29日重任	
	平成17年 7月19日登記	
取締役 <u>松本剛志</u>	平成18年 6月29日重任	
	平成18年 7月12日登記	

PATENT

	取締役	山本直喜	平成15年 6月27日就任
			平成15年 7月 8日登記
			平成17年 6月29日退任
			平成17年 7月19日登記
	取締役	藤原 曉 男	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月19日登記
	取締役	藤原 曉 男	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	松本直樹	平成17年 6月29日就任
	(社外取締役)		平成17年 7月19日登記
	取締役	松本直樹	平成18年 6月29日重任
	(社外取締役)		平成18年 7月12日登記
	取締役	安藤光隆	平成17年10月 1日就任
			平成17年10月 3日登記
	取締役	安藤光隆	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	瀨 芳 樹	平成17年10月 1日就任
			平成17年10月 3日登記
	取締役	瀨 芳 樹	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	尾島洋一	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	神山晴美	平成18年 6月29日就任
			平成18年 7月12日登記
	取締役	片柳 彰	平成19年 4月 1日就任
			平成19年 4月 2日登記

PATENT

東京都文京区本郷三丁目33番5号  
 三菱UFJニコス株式会社  
 会社法人等番号 0199-01-000016

取締役	片山健	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	山下明	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	角野俊	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役	阿部直之	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
取締役 (社外取締役)	松田昇	平成19年 4月 1日就任
		平成19年 4月 2日登記
東京都世田谷区東玉川二丁目3番16号 代表取締役	安藤重寿	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 8日登記
		平成16年 6月28日退任
		平成16年 7月 9日登記
埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目8番地3 サーパス東大宮301 代表取締役	大森一廣	平成15年 6月27日重任
		平成15年 7月 8日登記
埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目8番地3 サーパス東大宮301 代表取締役	大森一廣	平成17年 6月29日重任
		平成17年 7月19日登記
埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目8番地3 サーパス東大宮301 代表取締役	大森一廣	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月12日登記
東京都大田区雪谷大塚町22番9号 代表取締役	藤原暁男	平成17年 6月29日就任
		平成17年 7月19日登記
東京都大田区雪谷大塚町22番9号 代表取締役	藤原暁男	平成18年 6月29日重任
		平成18年 7月12日登記

PATENT



東京都文京区本郷三丁目33番5号  
 三菱UFJニコス株式会社  
 会社法人等番号 0199-01-000016

東京都杉並区南荻窪三丁目28番2号 代表取締役 安藤光隆	平成17年10月 1日就任
	平成17年10月 3日登記
東京都杉並区南荻窪三丁目28番2号 代表取締役 安藤光隆	平成18年 6月29日重任
	平成18年 7月12日登記
東京都狛江市岩戸南三丁目4番15号 代表取締役 片柳彰	平成19年 4月 1日就任
	平成19年 4月 2日登記
監査役 行村紀男	平成13年 6月28日重任
	平成13年 7月11日登記
	平成16年 6月29日退任
	平成16年 7月 9日登記
監査役 山下俊六	平成13年 6月28日重任
	平成13年 7月11日登記
監査役 山下俊六	平成16年 6月29日重任
	平成16年 7月 9日登記
監査役 山下俊六 (社外監査役)	平成18年 7月12日社外 監査役の登記
監査役 山下俊六 (社外監査役)	平成18年 6月29日重任
	平成18年 7月12日登記
	平成19年 3月31日辞任
	平成19年 4月 2日登記
監査役 平田陽三	平成13年 6月28日就任
	平成13年 7月11日登記
	平成16年 6月29日退任
	平成16年 7月 9日登記

PATENT

	監査役	<u>磯田良一</u>	平成13年 6月28日就任
			平成13年 7月11日登記
	監査役	<u>磯田良一</u>	平成16年 6月29日重任
			平成16年 7月 9日登記
	監査役	<u>磯田良一</u>	平成18年 6月29日重任
			平成18年 7月12日登記
	監査役	<u>尾島洋一</u>	平成16年 6月29日就任
			平成16年 7月 9日登記
			平成17年 6月29日辞任
		平成17年 7月19日登記	
	監査役	<u>佐々和夫</u>	平成16年 6月29日就任
			平成16年 7月 9日登記
			平成17年 6月29日辞任
			平成17年 7月19日登記
	監査役	<u>海原茂喜</u>	平成16年 6月29日就任
			平成16年 7月 9日登記
			平成18年 6月29日退任
			平成18年 7月12日登記
	監査役	<u>渡辺昭二</u>	平成17年 6月29日就任
			平成17年 7月19日登記
	監査役	<u>渡辺昭二</u>	
	(社外監査役)		平成18年 7月12日社外 監査役の登記
	監査役	<u>渡辺昭二</u>	平成18年 6月29日重任
	(社外監査役)		平成18年 7月12日登記



	<p>第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>平成18年 6月29日設定      平成18年 7月12日登記</p>
支店	<p>3 名古屋市中村区名駅三丁目28番12号</p> <p>平成13年 7月 2日移転                  平成13年 7月11日登記                  平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>
	<p>6 横浜市中区尾上町四丁目57番地</p> <p>平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>
	<p>8 大阪市北区曾根崎新地二丁目2番16号</p> <p>平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>
	<p>17 仙台市青葉区中央一丁目8番19号</p> <p>平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>
	<p>18 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5</p> <p>平成15年 4月 1日変更                  平成15年 5月 8日修正                  平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>
	<p>22 岡山市表町一丁目11番28号</p> <p>平成16年 3月 1日廃止                  平成16年 3月 9日登記</p>

	24 福岡市博多区下川端町9番3号	平成16年 3月 1日廃止
		平成16年 3月 9日登記
	25 東京都文京区本郷四丁目1番1号	平成14年 4月 1日設置
		平成14年 4月 1日登記
		平成16年 3月 1日廃止
		平成16年 3月 9日登記
	26 東京都千代田区外神田四丁目14番1号	平成19年 4月 1日設置
		平成19年 4月 2日登記
	27 名古屋市中区大須四丁目11番52号	平成19年 4月 1日設置
		平成19年 4月 2日登記
28 大阪府中央区瓦町二丁目1番1号	平成19年 4月 1日設置	
	平成19年 4月 2日登記	
会社分割	平成16年9月13日東京都文京区本郷三丁目16番6号リバブル・ピーエイ株式会社に分割	平成16年 9月13日登記
	平成17年1月5日東京都文京区本郷三丁目16番6号イー・エス・ピー株式会社に分割	平成17年 1月 5日登記
	平成17年9月16日名古屋市中区錦三丁目21番24号株式会社ユーエフジェイ銀行に分割	平成17年 9月20日登記
吸収合併	東京都千代田区大手町二丁目6番1号株式会社ユーエフジェイカード、東京都文京区本郷三丁目16番4号エヌ・エス・ファイナンス株式会社、福岡県福岡市博多区下川端町9番3号西部日本信販株式会社を合併	平成17年10月 3日登記
	平成18年10月1日東京都千代田区内神田一丁目1番12号協同クレジットサービス株式会社を合併	平成18年10月 2日登記
	平成19年4月1日東京都渋谷区道玄坂一丁目3番2号株式会社ディーシーカードを合併	平成19年 4月 2日登記

PATENT

東京都文京区本郷三丁目33番5号  
 三菱UFJニコス株式会社  
 会社法人等番号 0199-01-000016

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社	平成18年7月12日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年7月12日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年5月20日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成19年 4月23日

東京法務局  
 登記官

齋藤和博



PATENT